

世界禁煙デーにあたっての厚生労働大臣メッセージ

5月31日は、世界保健機関（WHO）が定める「世界禁煙デー」です。「世界禁煙デー」は、たばこを吸わない習慣を社会に広めることを目的として、昭和63（1988）年に設けられました。

皆様ご承知のとおり、喫煙は、喫煙者本人の健康への影響だけでなく、喫煙者の周囲にいる方に対しても悪影響があります。

このため、我が国では、総合的な生活習慣病対策として推進している「健康日本21」において、包括的なたばこ対策を重要な柱として位置づけております。具体的には、（1）喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、（2）未成年者の喫煙の防止、（3）公共の場や職場での分煙の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及、（4）禁煙を希望する者に対する支援プログラムの普及、について目標を設定し、取組を推進しています。

さらに、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年10月に1本あたり3.5円のたばこ税の引上げが行われたところです。

今年の世界禁煙デーでは、～The WHO Framework Convention on Tobacco Control～「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」をテーマとして取り上げ、加盟各国で様々な催しが行われます。

これを受けて、我が国では、枠組条約の第8条に定める「たばこの煙にさらされることからの保護」に関して、本日開催するシンポジウムにおいて、専門家の方々によるパネルディスカッションを行うとともに、同条約の第12条に基づき、たばこと健康に関する正しい知識の普及啓発を世界禁煙デー及び禁煙週間に行うこととしております。

皆様も本日のシンポジウムなどをきっかけに、身の回りからできるたばこ対策をご検討いただくとともに、たばこ対策の推進に、より一層の御協力を賜りますよう、お願いいたします。

平成23（2011）年5月28日

厚生労働大臣 細川 律夫